

デジタル簡易無線局の移動範囲の拡大について

1 背景

- デジタル簡易無線局(350MHz帯登録局及び400MHz帯免許局に限る。以下同じ。)は、簡易な無線通信業務を行う無線局であり、簡易な手続で開設でき、全国の陸上(登録局の一部の周波数にあつてはその上空を含む。)で運用することができる。
- 一方、デジタル簡易無線局を海上においても運用したいというニーズが顕在化している。
- 今般、そのニーズに応えるため、デジタル簡易無線局の移動範囲等に日本周辺海域(登録局の一部の周波数にあつてはその上空を含む。)を追加するものである。

2 改正内容

<350MHz帯デジタル登録局>

- ✓ 平成20年総務省告示第465号(351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件。以下「告示」という。)第1号
開設区域を「全国の陸上及び日本周辺海域※1並びにそれらの上空」に変更
- ✓ 告示第2号
開設区域を「全国の陸上及び日本周辺海域※1」に変更

<400MHz帯デジタル免許局>

- ✓ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)局種別審査基準別紙1第16-1(3)
海上運用の制限を解除※2

<その他>

- ✓ 所要の改正を実施
- ✓ 平成26年(2014年)10月30日 告示の官報掲載・施行

※1 日本周辺海域とは、日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。)から二百海里の線(その線が中間線(同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。))を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。)までの海域をいう。

※2 日本周辺海域を移動範囲に追加するため、別途、電波法関係審査基準 地域周波数利用計画策定基準一覧表を改正。

3 参考

【デジタル簡易無線局の移動範囲等】

	区分	周波数帯	空中線電力	周波数割当 計画上の分配	移動範囲等	海上での運用		
						地上～ 船舶間	船舶～ 船舶間	船舶内
改正前	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz-154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	全国の陸上及びその上空	×	×	×
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	×
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
改正後	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz-154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	<u>全国の陸上及び日本周辺海域 並びにそれらの上空</u>	○	○	○
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	<u>全国の陸上及び日本周辺海域</u>	○	○	○
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	<u>全国の陸上及び日本周辺海域</u>	○	○	○

下線部が本改正で変更する部分です。

	区分	周波数帯	空中線電力	周波数割当 計画上の分配	移動範囲等	海上での運用		
						地上～ 船舶間	船舶～ 船舶間	船舶内
改正前	400MHz帯 (デジタル・アナログ 免許局)	465.0375MHz-465.15MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
		467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
		468.55MHz-468.85MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
改正後	400MHz帯 (デジタル・アナログ 免許局)	465.0375MHz-465.15MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
		467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域	○	○	○
		468.55MHz-468.85MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○

下線部が本改正で変更する部分です。



このたびの改正によってデジタル簡易無線局が使用できる範囲は、赤い線で囲まれた部分となります。